

原子力規制委員会記者会見録

- 日時：令和2年11月25日（水）
- 場所：原子力規制委員会庁舎 13階B・C・D会議室
- 対応：更田委員長

<質疑応答>

○司会 それでは定刻になりましたのでただいまから11月25日の原子力規制委員会定例会見を始めます。

皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属とお名前をおっしゃってから質問のほうをお願いいたします。質問のある方は手を上げてください。

では、フジオカさん。

○記者 NHKのフジオカです。よろしくお願いします。

今日の定例会のトピックスの関連なのですけれども、高浜4号機の蒸気発生器の伝熱管の損傷についてなんです、あの高浜3、4と大飯も含めると今回で4度目ということで、安全上のリスクは低いと思うのですが、相次いでいるという印象があるのですが、委員長も定例会で言及されていたのですが、今回のケース、どのように捉えていらっしゃいますか。

○更田委員長 今日、トピックスで出た高浜4号機でエディカレント、渦電流探傷試験を行っていて見つかった損傷ですけれども、事例としてはもう昔からあることで、異物が二次系に混入してしまっていてそれが細管に引っかかってということで。現象としては、これまでも見られてきたことではあるし。であるからこそ、一次系、二次系の水に対して、異物を入れないことというのはとても重要なわけですけれども。

率直に言って、それにしても、おっしゃるように、それにしても続いているなど。どこかの作業で二次系に異物を入れてしまったのだろうなどは思われますし、二次系はテンポラリーにつけるものを除けば、こし取るようなストレーナみたいなものはつけませんので、一旦入れてしまっていて、なかなかそれが回収できないということなのだろうとは思いますが。

申し上げたように古くからあることではあるけれど、それに御質問の中ではリスクは高くないとおっしゃったし、山中委員の発言の中にも安全上の重要度はというものの、蒸気発生器、PWRにとって非常に重要な機器であることは間違いなくて、一次系と二次系の間のパウンダリーですし、事故の対処にあっても、SGがあるってことはPWRにとって、ある種一つの強みになっているような機器でもありますから、やはり損傷があることは、これは安全上の重要度という言い方は大げさかもしれないけれど、やはり細管の損傷についてはしっかり見ていく必要があるのだろうと思っています。更に言えば、運用者である関西電力も極めて困っているだろうと思っています。ですから、改善に向けたイ

ンセンティブは持っているとは思いますが、

そうですね、全くこれが再発しないようにというふうになると、かなり厄介なことであって、また今回、写真に異物自身が写っていましたので、それによって回収、回収しようとするのだと思いますけども、線量の高いところでもありますし、そんなに容易でもないと思いますけども、異物が回収できればどのようなものを、更に言えばどういった作業のときにというのが、ある程度特定できれば、かなり前進すると思いますけども。

いずれにしろ続いているというのは、4号機で続いているというのはどこかで入れてしまったのだろうと。

御質問の中に、更にあるのは、やっぱり高浜の3号機であるとか、大飯であるとか、関西電力で続いているという。そうすると作業管理の観点で何か足りないところはなかったのかということ、じっくり関西電力に考えてもらいたいところだというふうに思います。

○記者 今、少し言及されたと思うのですが、やはり二次系の作業で、いかにその異物を入れないかという、その管理等に、対策としては主眼が置かれてくるのかなと思うのですが、その辺りは改めて、委員長としてはどのように、現状ではお考えでしょうか。

○更田委員長 作業に当たられる方々、協力企業の方も含めてですけど、異物を持ち込まない。これは原子力に限らず、工場等で高いレベルの管理が必要とされる場所にあつては、とにかく異物を持ち込まない。それから衣服等々から何かをつけていって落とすようなことがないように。ですから、洗浄等々で中に入ることがあるわけですけども、その際には十分気を付けるって、極めて基本的なことではあるんですけど。

ただ、やはり発電所にとっては日常的にといいいますか、多く行われる作業であるので、どこかで抜かりがあると、今回のようなこと、例え小さな異物であっても、一旦中へ入ってしまったら流れに乗ってしまうとそれが形を変えることもあるでしょうし、特定するのは簡単ではありませんので、日常的にとにかく異物を持ち込まないように気をつけるということなのだと思いますけども、そういったときに作業前のチェックがどのように行われているかといったようなところ、これはもう十分関西電力も認識していることだと思いますので、チェックがなされることだろうというふうに思います。

○記者 最後にしますが、こうした事例というのは、これまででも見られていたケースだと思うのですが、他社、他の加圧水型を運用する電力各社に対して、何か影響とか、そういったものというのは、今のところ考えていらっしゃるでしょうか。

○更田委員長 これは規制当局が言うまでもなく、他社にしても同様の事例が起きれば、それによって個々の会社の事業に大きな影響が出るわけですので、当然電力内では共有が図られていると思いますし、他社は関電の事例を見て、自社で起きないようにというのは十分心がけるとは思います。

ただ、その管理の在り方について何かその学ぶところが調査の中で出てくればという

ふうには思います。

○司会 他に御質問、ございますでしょうか。

コツボさん。

○記者 朝日新聞のコツボです。よろしくお願いいたします。

今日の議題とはちょっと違うことなのですが、高浜町議会で高浜原発1、2号機の運転延長について同意をする決議がありました。審査の当初から、規制発足の当初からいらっしゃるので、経緯とかも委員長はよくよく御存じだと思いますけど、現時点で何か御所感があればお伺いできますでしょうか。

○更田委員長 これは、この件に限らず、国が行う、原子力規制委員会が行う規制と、それから御地元が行われる、いわゆる同意のプロセスというのは別途行われるもので、またそれぞれ独立した判断であるべきだと思っています。そういった意味で、規制当局は御地元の同意のプロセスなどに介入するべきではないし、また軽々にそれに対する見解は申し上げるべきではないというふうに思っています。

○記者 分かりました。

その上で伺いたします。法律改正される際に、40年超の運転というのは極めて例外的だという説明もありましたし、田中前委員長も非常に困難ではないかという見方を示しておられました。

今のところはあの認可を申請された原発というのは全て認可されております。これは極めて例外と言えるのかという疑問も湧くのですが、その辺りについては委員長はどのようにお考えでしょうか。

○更田委員長 そうですね。極めて例外という表現が定性的な表現ですので、何をもって例外と言うかではあるのですが。

ただ、多くの場合、これは私たちから見て、なかなか難しそう、あるいは不可能ではないけれどもかなりの努力を要するだろうと思う運転期間の長い原子力発電所って、そもそも申請をしてきていない。むしろ玄海の1、2であるとか、伊方も1に加えて2であるとか、そういった号機が運転を取りやめている。長期間での運転を断念していますので、そういったもの、見込みのありそうなもの、もちろん対処は必要なのだけれども見込みのありそうなものがそもそも申請をしてきているので、その結果が表れているのだというふうに認識をしています。

○記者 分かりました。

最後にいたしますけども、その上でやはり劣化ですとか、あるいは設備の古さ、そういった点については、やはりしっかりと審査をしてきた、これからもしていくということでお変わりないかどうか、最後に確認させください。

○更田委員長 もちろん、運転延長を認められたのであるだけに、高経年化に関しては注意深くあってほしいと思いますが。ただ、特に申し上げておきたいのは、これまでの事

故の事例、大きな事故の事例、小さなトラブルの場合はまた異なるかもしれませんが、大きな事故の事例というのは、むしろ新しい炉で起きていることが見られていて。ですから、高経年炉であるから危険だということを裏返すと、新しい炉だからというふうな認識を持たれてしまうと困るので、運転年数にかかわらず、全ての原子力施設については注意深い運営、運用に当たってもらいたいというふうに思っています。

○司会 他に御質問ございますでしょうか。

では、マツヌマさん、一番前です。

○記者 高浜の事例に関連して、少し唐突な質問になるのですが、今回も高浜での、その蒸気発生器、伝熱管の傷ですけれども、複数の蒸気発生器にまたがって起きたというのが、私にはなかなか、前回のときは3台が3台ともということで、かなりショックだったのですけれども。その前の3号機の時も2台にわたって。その前は一本で1台だったので、ただ別の蒸気発生器に応力腐食割れか何かが、確かあのときあったのかな。だから、そういう意味では、このところそのサイクルの末期のほうになってくると、複数の蒸気発生器において伝熱管に傷がある、何らかの問題を抱えた状態で運転していることになっていると。

安全審査においてはその蒸気発生器の伝熱管が一本破断というのはその審査の中で見ているわけですが、その複数本であるとか、ましてや複数の蒸気発生器にまたがってそういう伝熱管の破損ですね、破損が起きた場合というのは考慮されていないと聞いているわけですが。

今回は30%程度だということで、多分そんなに問題ないというふうな主張もされると思うのですが、ただ異物の混入によって穴か何かが開いたという事例も過去にはあったというふうに聞いていますので、そういった意味では、異物の大きさであるとか形状とかによっては起き得る場合もあるだろうと。

それでとにかくコントロールできないで入っちゃっているわけですから、どうしてこういうのが入ってくるか分からないということを考えれば、何ですかね、複数号機にまたがって何か起きた場合ってのは、どういうふうになり得るのか、ちゃんと収束するすべというのはどう見ていらっしゃるのか。そういったことを考える必要はないのか。この辺りですが。

○更田委員長 まず、前半の複数ループにまたがっているというところは、私たちも、私だけではなくて規制委員会としても、何といいますか、正直驚いたと言うか、異物が一つのループに入ってしまったって、そこで複数本に対して減肉みたいな損傷が起きてるといふのだったら、これは理屈としてですけども。複数のループにわたっているの、作業全体の質はどうなんだという疑いを持つのは自然だと思っています。更に関西電力の場合は、高浜4号機だけにとどまらず、3号機それから大飯でも起きていると。ですから、作業管理に当たって、共通的な要因がないのかどうかというのは、関心のひとつです。

それから、御質問の中にもありましたけども、減肉の深さにもよりますけども、破断にはまだ随分距離がある。それから他の要因の事故とSG一本の破断を重ねたりはしますけども、それからSGの複数本破断というの、他の事故と重ねるわけではないけど、複数本破断も審査の中では検討しています。いわゆる傷炉化の扱いになったりするわけですが、それで一気に炉心の損傷につながるわけではないというのは御理解いただいていると思います。いずれにせよ、減肉の程度が20%、30%にせよ、そういった異物がある状態というのは、今後も小さなトラブルという言葉がふさわしいかどうかは分からないけれども、そういったトラブルを今後も起こしかねないので。

そういった意味で水の中の異物の管理というのは、繰り返し申し上げますけど、一旦起きてしまうと、なかなかそれを根絶しようとするのって、構造から言って簡単ではありませんので、これは関西電力も頭が痛いところであろうし、複数号機にまたがっているというところでは、共通的な要因があったのではないかという疑いを持たれるというのは、これはおっしゃるとおりだと思います。

- 記者 そうすると、審査等の中で、複数号機にまたがって同時、同時って普通は考えづらいと思うのですよ。考えづらいとは思うのですけれども、その定常状態であれば、考え、ほぼないだろうというのは私も分かるのですけども、地震があったりとか、異常な事態ですね。それで30%だとかって言うのだったら、一応計算されているのも知ってはいるのですけども、ただ、ゴミとか異物を計算して入れているわけではないわけで、これ以上大きいものは入りません、こういう形状のものは入りませんと言えない状態においては、どこかで穴を開けてしまったようなのに相当するような異物が入る可能性というのは、今のところその原因が分かってない以上ですね、しかも繰り返されている以上なので懸念はされるわけですね。

そういった場合に、本当に、つまり通常の場合ですと、例えば1台の場合はその蒸気発生器を隔離してとかというのが標準的なやり方だと思うのですけども、正直、大丈夫なのかなというようなどころもありまして、その辺お願いします。

- 更田委員長 ちょっと定性的な表現でのお尋ねですから、答えるのが難しいところではあるのですけど、まず一つの炉を考えたときに、複数のループにまたがってSGで細管の破損があったというような状態になったときに、例えば3ループの炉で、二つSGを隔離するって、なかなか考えにくいところがあつて。

ですから懸念があるというのは分かります。それはどこまでその想定をするかではあるのですけども、2つのループにまたがって異物が入っていて、それで複数本の圧力管が損傷していて、そして地震を受けた。それで、異物が引っかかっているようが、異物にやっつけられていようが、そこで二つの複数のループにまたがって複数本の細管が破損するとはちょっと考えにくいのですけども、ただ、おっしゃるようにそういった心配というか想定をすると、その後の、そのときに何か他の事故が重なるかどうかですね。停止に成功していてというのであれば、炉心を痛めることなく炉を停止に持っていくことは、

冷却することはできますけれども、それは飽くまで、ですから想定の問題ではあるけれど。

それから、号機、ちょっと複数ループと複数号機と、どちらかとも取りかねるようなお尋ねがあったのですが、複数号機ということになると更に範囲が広がりますけれども。ただ、いずれにせよ、今まで起きていることというのは、関西電力の特に二次系の異物管理がちゃんとできているのかという、非常にジェネリックな問いを投げかけられているので。これは、私に言われるまでもなく、関西電力、深刻に受け止めていると思いますし、規制庁、規制委員会としても、しっかり関西電力がどういう対処をこれからしていくのというのは見ていこうというふうに思います。

○記者 最後にしますけれども、想定範囲っておっしゃった、もちろんそういうことなのですよ。つまり、こういうことが続いている中において、今まで想定しなくていいとされていたこと、確率なんかをいろいろ計算して議論されているわけですが、そこが少し、根本のところみたいな、安全に関わる一番基本のところ、関電の高浜においては揺らいでいるのじゃないのかなという感じがするので、その辺ちょっと、場合によってはしっかり考えていくというか、見ていく必要があるのじゃないかなと思ったものですから。

○更田委員長 今まで起きていることが、今まで関西電力の原子力発電所で見られている圧力管の損傷が、審査で想定している範囲を超えているとは考えていません。ただし、こういった複数号機や複数ループにわたる損傷が見られているということは、全体の運用管理に関わるような問題をはらんでいる可能性があるもので、その点はきっちり見ていこうというふうに思っています。

○司会 他に御質問ございますでしょうか。

一番後ろ、ワタライさんお願いします。

○記者 IWJのワタライです。よろしくお願いします。

関連というか、大飯の3号機の一次系のあの傷について、前々回ですか、その場所を切り出して、破面を見るというお話があったかと思うのですが、大体それはいつ頃になるかという見通しというのはいかがなものでしょうか。

○更田委員長 ごめんなさい。輸送時期を聞いたような気もするのだけど、ごめんなさい。今、ちょっと思い出せないな。

いずれにせよ、切り出してNDC、ニュークリアデベロップメントという会社がありますけれども、これは三菱系のホットラボですが、そこへ持っていくというふうに聞いています。

特にちょっと今の時点で、いつその破面が見られてというような情報は、規制庁の担当課は把握しているかもしれないのですが、すみません。私は今ちょっと思い出せないです。

○記者 ありがとうございます。

○司会 その他、いかがでしょうか。

では、ササキさん。

○記者 北海道新聞のササキです。先週、泊原発の審査会合がありましたけども、来月開かれる審査会を前に、中間報告的に挟んで審査会を開いてということで、余りないのかなと思うのですが。それを開いた理由と、開いた結果、次の審査会合で一定の結論は出せそうな、出せそうかどうかについて、お聞きしたいのですが。

○更田委員長 ごめんなさい。御質問の趣旨がよくつかめなかった。一回審査会合をやって、何を挟んでとおっしゃったのですかね。

○記者 次の審査会合の、先週ですね、1回審査会合を中間報告的な形で開いたと思うのですが、それを開いた理由です。

○更田委員長 御承知のように、泊発電所内の破砕帯について、データや知見等をまとめて報告するようにと。それが石渡委員以下、現地調査に行き指示を出してきて、そしてその報告が、随分時間がたってからぼんと出されて、いやいやこんなじゃないよと言うと大きな手戻りになるので、彼らの作業の進捗を聞いて、そしてこちらが指示をした内容から大きく外れた方向へ向かっていないかどうかというのが、審査会合の趣旨だというふうに理解をしています。

○記者 その結果は大きく外れてはなかったですか。

○更田委員長 大きく外れてはなかったのだと思いますけど、進捗の度合いが期待したものであったかどうかについては、まだ私、審査事務からの報告は受けていません。

○記者 では、一定の結論が次に出せるかどうかは、まだ分からないということですね。

○更田委員長 そうですね。北海道電力、泊発電所については、見通しを持つたびに、これまで見通しを誤ってきた経緯がありますので、やっぱり決着というか、この問題は決着したなと思えるまでは、軽々に見通しを持つべきではないと思っております。

かつても、火山灰が見えなくなってから、それから、以降幾つかの紆余曲折がありましたけども、やはり今回も慎重に当たりたいと思っておりますし、現地調査で石渡委員以下、一定の感触を持ったのは事実ですけれども、やはりデータがきちんと揃うまでは、何といいますか、次回で決着するとか、次々回で決着するというような思いはできるだけ持たないようにしようと思っております。

○記者 あともう一点だけです。

来週ですか、2日に北海道電力の社長とお会いになると思いますけど、どういったことを話題にしたいと思っておりますか。

○更田委員長 そうですね。余り直接の審査案件に関わることは、これまでCEO会議でお話しするのを避けてきたのですけれども、ただ、そうはいつでも、だんだんだんだん、その何回もお目にかかるようになってきてから、前回のCEO会議でもそうなんですけども、や

や個別の案件について触れることがあって、泊発電所については、御承知のように第一グループにいて、いまだに走っているという状態で。更に言えば、あの地震や地質に関わる北海道電力の対処に関して、やはり一層の強化というのは求めるべきだと思いますし、更に言えば、今後、その防潮堤が非常に大きな議論になると、私は思っています。そういった意味で、その設計ですとか、概念設計の段階から、きちんと体制を強化して取り組んでもらいたいというようなことはお伝えしたいと思っています。余りに、それがゆっくり続いて、うちも泊チームをずっと維持し続けるというのは、これはリソースの使い方としても厳しいところがありますので、そういった意味では、技術力と、それから技術的問題に対処する体制についてのお考えを聞いて、その上で、こちらの意見を申し上げようというふうには思います。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問ございますでしょうか。

では、ヒロエさん。

○記者 共同通信のヒロエです。

今日は夜8時から国際アドバイザーと意見交換会があって、再処理施設がトピックにあったと思うのですが、主にどういう話をされる御予定なのでしょうか。

○更田委員長 概要について、審査で、こういったところを重点的に私たち考えてというのは、御紹介をした上でコメントを頂くので、どのようなコメントを頂くのかというのは、あの会合を持つ前になかなか予測しづらいところがあるのですけれども。ただ、フランスの規制委員を経験された方もいますし、それからイギリスというところで、そういった意味では、それぞれ、ああいった核燃料サイクル施設の規制に関して、豊富な経験をお持ちでしょうから、そういった意味で、審査、基本設計の審査という段階から実際の工事であるとか、更に言えば、検査に移っていく時期に注意すべき点等について、コメントがいただければというふうに思っています。

○司会 ほかにございますでしょうか。

では、タカダさん。後ろです。

○記者 読売新聞社のタカダです。

先週の前原の社長との臨時会合の件で、3点ほど伺いたいのですけれども、まず一点目なのですが、更田委員長、処理水に関して、池辺さんと増田さんにそれぞれ何か責任を果たしてほしいというようなことをおっしゃって、それで、池辺さんはよりその理解が広がるよう努めるとか、そういったことをおっしゃっていましたが、更田さんは電事連と前原に何を期待していらっしゃるのかというのを改めて教えていただけませんか。

○更田委員長 三つあるとおっしゃったけど、一つずつやりますか。

○記者 そうですね。そうしてもらえると助かります。

○更田委員長 私の問いかけには、二つの要素があると思っていて、まず日本原燃に対しては、電力、原子力発電事業に携わる一連の社の責任として、やはり、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉というのは、それぞれが責任を抱えるという思いを持っていただきたいというふうには、常々思っています。

そして、処理済水の処分に関しては、必ずしもトリチウムだけが問題にされているわけではありませんけれども、ただ、除去が不可能なトリチウムという核種について、関心が高いのは事実で。これに対しては電力大できちんとした見解を言うことも重要だと思いますし、また個社一つ一つで、特に日本原燃の場合は、少なくともトリチウムに関して言えば、管理目標値でいうと、今、東京電力福島第一原子力発電所のあのタンクの中にある全てのトリチウムをとというのは、原燃再処理施設の管理目標値でいえば、32日分なのです。だから、原燃の再処理施設の管理目標値をあのタンクの処分に適応したら、一月ちょっとで終わってしまうような量のトリチウムというのは、再処理工場から液体廃棄物として放出される。したがって、あの電力大としてというのとは別に、日本原燃は、やはりそのトリチウムというのを、これは規制基準を守る範囲内で行われていることですので、科学的・技術的観点からすれば、環境や人の健康に影響が出るものではないけれども、それでも非常に強く関心を、社会的に強い関心を呼んでいることなので、トリチウムの海洋放出ということに関しては、日本原燃として、これは、今までもしてきたというふうにおっしゃるかもしれないけれども、一層注力をして、きちんとした一般に向けた説明に努力をしてほしいという意味で申し上げました。

○記者 その電事連に対しても、原燃に対しても、福島第一原発が抱えている、その処理済水の問題において、自分たちのことと捉えて見解を社会に伝えなさい。伝えてほしいということをおっしゃったということですか。

○更田委員長 難しいのは承知ですけれども、やはり原子力事業に携わる社として、団体として、組織として、私たちはこう考えるという見解を発信することができれば、それは、やはりあの社としての責任であるとか、環境に対する影響、安全に対する意識の表れとして評価できるというふうに思います。

○記者 はい、ありがとうございます。

2点目は、ちょっと細かな話で恐縮ですが、ガラス固化の件でやり取りをなさっておったときに、ちょっとそごが生じていたのかなと思って、整理したいのですけれど、今、その工程の中に残っている溶液をガラス固化、先にするに当たって、何らかの不具合が生じたときに、固化でですね。固化で不具合が生じたときに、もうその切断、せん断をもう進めるというのはしないでほしいというのが、規制委員会のお願いですか。

増田さんは、すぐにやめる必要はないと思っていますというようなおっしゃりをしていましたけれど、そこの辺り、かみ合っているのですかね。

○更田委員長 私たちが言ったのは、私たちが原燃に求めたこと、少なくとも、私が原燃

に求めたことを一般論から言うと溶液の状態、液体の状態であるものの量というのが増え過ぎないようにしてください。

ですから、例えば、ガラス固化は滞ったら切断を一旦休止するという形で、液体状態にある放射性物質の総量が増え過ぎないようにしてほしいというのが一般論として申し上げます。

現在、アクティブ試験でやったときの高レベル廃液がもう既にありますと。使用前確認の段階で、これが、一定量、ガラス固化ができるということは確認をしていきます。ただ、私たちが確認しようとしているのは、ガラス固化が安全にできるかどうかであって、ガラス固化が順調にできるかどうかではないのですね。

どンドンどンドンガラス固化が続けられるというのは、これは事業側が心配することであって、それが危険でない限りは、例えば、熔融炉が詰まってしまって、なかなかガラス固化ができないとなったと。それが危険を呼ぶものでなければ、これは、規制当局の関心というよりは、原燃、あるいは電力、ないしは国でいえば、資源エネルギー庁が心配すべきことであって、私たちは彼らの事業が円滑に進むことを監視したり、指導する組織ではありませんので。ガラス固化の段階で、私たちが心配をするのは、ガラス固化をやったときに溶液を漏らしてしまうようなことがないか。そして、万一漏らしてしまうようになったときに、その対処がちゃんとできるようになっているかというようなところの関心を持って進めますけれども。そういった意味で、そのガラス固化そのものが順調にいくかどうかというのが私たちの関心の対象ではありません。

そして、ちょっと増田さんの答えが具体的にどうであったかというのは、今にわかに思い出せるものではないけれども、彼も私の問いかけに応じる形で、まずは、アクティブ試験で持っている溶液のおよそ半分まで固化を進めていって、確認をすると。その上で切断を開始しても、ガラス固化が滞った場合には、切断のペースを落とす。ないしは、切断を一時期中断するという形で総量をいたずらに増やす、溶液の総量をいたずらに増やすことなく運用するという点に関しては、明言をされたというふうに理解をしています。

○記者 はい、了解しました。

あと最後にもう一つだけなのですけれど、これは、すみません。あの1F事故の当時から、保安院で取材していた人間としての感想なのですけれど、増田社長は、確かに、あの2Fは救いましたけれど、東京電力の方だったわけで、ああいう局面で増田さんの、そのある意味、その手柄の部分だけを褒め称えていくという、そのことについて、規制委員長、並びにそのまあ石渡さんそうでしたけれど、あれ何となく違和感覚えるのですね。それで、もし言い足りなかったことがあれば、若しくは真意はこうだったのだというところがあれば教えてもらいたいのですが。

○更田委員長 まず、規制当局は批判だけをするわけではなくて、褒めるという言葉は、ちょっと上から目線でふさわしくないと思いますけれども、称賛すべきことは称賛する、

批判すべきことは批判するというのが基本的な姿勢だと思っています。

で、池辺会長、増田社長にお目にかかったときに言及をしたのは、2F所長に、増田さんが2F所長だったときの対処、これは、あのときに2Fが取った対処というのは、設備や体制が不十分な中で炉心損傷事故から炉を守るという意味では、模範的というか、極めて優れた対処をしたのは事実だと思っています。

で、そういった意味で、これは、国内だけではなくて、国際的にも共通して、何度も聞く事例であるので、増田さんが個人として、また、その増田さんの下で対処に当たった全てのチームが、あの2Fの対処に関して称賛されるということは、これは、私は違和感を持ってないです。

それが、ああいった会合の中で、今、原燃の社長になっている増田さんに対して、あれが、余りに強調され過ぎたような印象を受けられたのだとすると、それは、ふさわしくなかったかもしれない。増田さん、その後、1Fにおける廃炉作業についても当たられたし、そして、私としては、その原子力発電の現場で、2Fの経験を踏まえて仕事を続けられるのだらうと思っていたら、日本原燃という形で、この人事に驚いたのは、率直にあのとき申し上げたとおりです。

ですから、一般論でのお答えになりますけども、称賛されるべき事例に関しては、私たちは、それを称賛することをいとわないし、一方、それが私たちの、その批判する姿勢に影響を及ぼしているかということ、それは別のものだというふうに思っています。

○記者 はい、承知しました。

一点だけ、やはりコミュニケーションというのは相対する方だけではなくて、ああいう場の場合は、こう不特定多数が聞いているので、その受け止めというのは、やっぱりあるのじゃないかなと思って質問させていただきました。

ありがとうございます。

○司会 そのほか、御質問ございますでしょうか。

では、アラキさん。一番前、真ん中のほう。

○記者 毎日新聞のアラキです。

1Fの処理済水について一点だけ伺いたいことがあります。先ほど、トリチウム以外にも、ある程度、核種が含まれているという御言及もあったかと思うのですが、先日、東電がトリチウム以外で、まだ核種がある程度残っているものについて、二次処理をしたわけですが、その結果を公表しまして。で、その結果からは、トリチウム以外の核種というのは、ある程度取り除けましたと。ただ一部については、検出限界よりはまだ残っている。残っているとはいえ、当然、1万分の1ですとか、1000分の1ですとか、相当量は取れていると思うんですけども、ただ、そういったトリチウム以外の核種については、なかなかほかの原子力施設ではほぼ出ない物質かなとも思っております。やはり、今後もその1Fの処理済水について、委員長として、告示濃度比の総和

以下であれば、全く問題ないという認識でよいのか。それともできる限り、検出限界以下を目指すべきなのか。どちらを目指すべきなのか、もし御見解があればよろしく願います。

- 更田委員長 私としては、検出限界に余りこだわるべきではないと思っています。というのは、検出限界以下だというのは、ゼロだということと意味とは全く違いますよね。また、検出限界というのは、測定方法やセンサーの精度によって決まるものであって、例えばごく微量をものすごい時間かけて、研究室レベルのラボでやれば、検出限界はどんどん下がっていくわけです。そうでない核種もあるけど。だから、検出限界を設定して、それ以下になったら、やれやれ一仕事というものではないと思っていますので、検出限界を上回っているか、下回っているかというのが本質的な意味ではない。そして、規制が求めているのは、告示濃度制限比の総和が1以下になるということを求めていますけれども、それは、規制上の要求として求めている。ただ、当然のことながら、よりよくしようとする努力を取るのには、これは事業者として、事故を起こした当事者として、当然の責任であって。

また1Fの処理済水に関しては、非常に強い社会的な関心を呼んでいて、かつ風評被害に対する懸念というのは極めて強いです。こういったものをできるだけ和らげるためには、できるだけ努力をしているということをしかり見せるべきだと。できるだけといっても、これは青天井を言っているわけではないけれども、ただ、現実的な範囲でできることはする必要はあると思っています。

じゃあ、これが全て規制かということ、規制上の要求として求めているのは、飽くまで告示濃度制限に基づくものが要求であって、さらに、この要求が満たされている限りでは、科学的・技術的には、環境であるとか、人の健康であるとか、あるいは、その環境における産物に影響が出るとは考えられない。

しかし、1Fに対する規制というのは、ちょっと特殊というか、スペシャルがあって、やはり。できるだけ早く安全に、そして、できるだけその社会が求める形での廃炉を進める必要があると思っていますので、これは、ちょっと規制当局としての矩（のり）を超えている部分があるとは思いますが、告示濃度制限が守られていれば、規制当局としての役割は、そこである程度終わっていると思います。

ただ、その上で、ベストが尽くされているかどうかというのは、様々な場で、私たちが話を聞いていこうと思いますし、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に関してだけは、これは、その事業側、推進側、規制側というものの切り分けを余りに強く意識し過ぎてしまうと、かえって社会的な責任が果たせない部分があるだろうというふうに思っていますので、制限を守った上で続けられるさらなる努力についても、私たちは話を聞いていこうというふうには思います。

- 記者 やはり、そういうふうにし続けていくことが、つまり、もう科学的な限界と申しますか、科学的な根拠というところとは、もっとその先にあるような原子力全体への信

頼につながるということになるのでしょうか。

- 更田委員長 これは、受け止められる方々によって、それぞれではあろうとは思いますが。繰り返し申し上げるように、告示濃度制限そのものが非常に保守的に設定をされています。液体廃棄物に関して言えば、他からの、他の線源からの被曝を考慮に入れなければ、液体廃棄物について言えば、敷地、ちょっと今の正確ではないかな。敷地境界にずっと立ってて、そこで生活していて、液体廃棄物については、放出される液体廃棄物を成人であれば、大体2リットル毎日飲み続けて。それで1mSv/年、実際上は、その排出される液体廃棄物をそのまま毎日2リットル飲み続けるという想定は、十分に保守的な想定だというのは、御理解いただけると思います。

ですから、告示濃度制限そのものが非常に保守的に設定をされています。であるからこそ、その制限が守られている限り、影響が出るとは考えにくい。

ただ、そうはいつでも心理的なものはまた話は別で、どれだけきれいにしましたといっても、一旦あの炉心を通り過ぎてきた、炉という、水という点では心理的に抵抗が極めて強いのは理解ができる。どれだけ希釈されようとも、心理的な抵抗があることは理解できるので、やはり原子力事業に対して、理解を得ようとする主体は、そういったことにも十分な注意を払っていくべきだし、それから、やっぱりこれから廃炉はその処理済水の処分だけじゃなくて、これから先、その他の廃棄物同様の問題が山のように待っているわけですから。これから、先の廃炉をより困難さが小さいものにするためにも、ここできちんとやれるべきことはやっていくということは重要だろうというふうに思います。

- 記者 分かりました。どうもありがとうございます。

- 司会 そのほか、御質問ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

はい。それでは、本日の会見は以上としたいと思います。ありがとうございました

—了—